

## 虐待防止のための指針

事業所名 いろいろ

(施設・事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方)

第1 当施設では、障害者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、障害者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

(別表参照)

1 身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
2 性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること
3 心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
4 放棄・放任	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による1から3までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
5 経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

(虐待防止委員会その他施設の組織に関する事項について)

第2 当施設では虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組成します。

2 虐待防止委員会は、必要な都度担当者が招集します。

3 虐待防止委員会は年1回以上開催し、議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。

- ・虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第3 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適

切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

- 2 具体的には、次のプログラムにより実施します。
  - ・ 障害者虐待防止法の基本的な考え方の理解
  - ・ 障害者権利擁護／成年後見制度の理解
  - ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
  - ・ 発生した場合の改善策
- 3 研修は年 1 回以上行います。また新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- 4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

(虐待又はその疑い<以下、「虐待等」という>が発生した場合の対応方針)

- 第 4 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- 2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

- 第 5 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合には担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- 2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が代行します。また必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- 3 事実確認に結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合には、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

- 第 6 利用者又は家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

(虐待等に関わる苦情解決方法に関する事項)

- 第7 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- 2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- 3 対応の流れは、上述の「第5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとしします。
- 4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

- 第8 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また当法人HPにおいていつでも閲覧が可能な状態とします。

(その他虐待防止の推進のための)

- 第9 第3に定める研修会のほか、社会福祉協議会や市町村等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービス質を低下させないように常に研鑽を図ります。

(附則) この指針は、令和5年9月1日より施行する

## 身体拘束等の適正化のための指針

事業所名 いろいろ

(施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み当施設は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない支援の実施に努める。

### ① 障害福祉・児童福祉サービスの身体拘束等の原則禁止

指定障がい者支援施設等は、障がい福祉サービス提供にあたり、当該利用者又は他の利用者など生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（「身体拘束等」という。）を行ってはならない。原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

### ② 緊急・やむを得ない場合の例外三原則と目指すべき目標

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行う。その場合も利用者の様態や支援の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組む。

三原則	
切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要。

※但し、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため、留意が必要である。

③ 身体拘束禁止の対象となる具体的行為

- 1 車いすやベッド等に縛り付ける。
- 2 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- 3 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 4 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- 5 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 6 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

<参考>厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」より

④ 日常的支援における留意事項 身体的拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組む。

- 1 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- 2 言葉や対応策等で利用者の精神的な自由を妨げないようつとめる。
- 3 利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をする。
- 4 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に防げるような行動は行わない。
- 5 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、虐待防止委員会において検討する。
- 6 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

(身体拘束等適正化のための体制)

当施設では、身体拘束禁止に向けて「虐待防止委員会」と一体的に設置し、身体拘束等適正化のための体制とする。虐待防止委員会は年に1回以上開催し、次の事を検討する。

- 1 身体的拘束等適正化に関する指針等の見直し
- 2 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- 3 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- 4 日常的支援を見直し、利用者に対して人として尊厳のある支援が行われているか  
を検討する。

(緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応)

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととすることや、身体拘束フローチャートを参考とする。仮に3要件を満たす場合でも以下の点に留意する。

## 1.組織による決定と身体拘束に関する説明書等への記載

- (ア) やむを得ず身体拘束を行う時には、職員の支援会議等で組織として慎重に検討し決定する。この場合でも委員会の議題として上げて慎重に協議するものとし、基本的には個人的判断では行わない。
- (イ) 身体拘束を行う場合には、身体拘束に関する説明書等に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記録する。
- (ウ) 職員の支援会議等で身体拘束の原因となる状況を徹底的に分析し、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定する。利用者個別のニーズに応じた個別の支援を検討する。

## 2.利用者、家族への十分な説明

身体拘束を行う場合、これらの手続きの中で利用者や家族に対して、事前に身体拘束に関する説明書等で身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得る。説明は虐待防止責任者や該当事業所の管理者もしくは準ずる者が行う。

仮に、事前に利用者や家族に説明、理解を得ている場合でも、実際に身体拘束を行う時点で、行動制限の説明を行い、必ず個別に説明し理解を得る。

個別支援計画に身体拘束を行う可能性があることを明記し、同意を得る。

## 3.行政等への相談、報告

身体拘束を行う場合、市町村の障がい者虐待防止センター等の行政に相談、報告する。利用者への支援の中で様々な問題を事業所で抱え込まず、関係する機関と連携して支援について様々な視点からアドバイスや情報を得る。

行政等に報告、相談することで支援の困難な事例に取り組んで、組織的な虐待及び身体拘束防止を推進する。

## 4.身体拘束に関する事項の記録

- ① 身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。
- ② 緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し利用者及び家族等に報告し、記録する。
- ③ 具体的な記録は、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再

検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は整備し行政指導、監査においても閲覧できるようにする。

④ 各記録は5年間保管する。

(職員研修に関する基本方針)

1. 身体拘束適正化のため、支援に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り職員教育を行う。
2. 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修を（年1回以上）開催し、全職員が受講するようにする。
3. 職員採用時(新卒採用時者及び中途採用時)は身体拘束適正化の為の研修を実施する。
4. 研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修・概要）、を記載した記録を作成する。

(当該方針の閲覧に関する基本方針)

本指針は、事業所内に掲示等するとともに、事業者のホームページに掲載し利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(附則)この方針は、令和5年9月1日より施行する。

身体拘束に至るまでのフローチャート

